

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 277 回

今回は 2014 年版中小企業白書から中小企業の現状と未来への方策について分析し、今後の我々の進み方を少し考えてみたいと思います。

(1) 拡大する収益力格差 (対大企業)

- ① 中小製造業の一人当たり名目付加価値額の伸びは大企業製造業を下回る様になっている→理由は価格転嫁力が大きく上昇しているにもかかわらず販売価格に転嫁できてないのがその理由である

↓
それは仕入価格の上昇を抑制することによって達成できる

↓
原材料等の共同購入を目的とする組合を組織することも一方法である

- ② もう一つは実質労働生産性 (一人当たり付加価値額) が下がっていることも要因である→理由は売上高の大きな減少により資本回転率 (売上高÷有形固定資産) が落ちている、すなわち遊休資産の増大化もその要因である

(2) これからの方策

- ① 下請け構造から脱却し、自ら成長分野に参入する
 (イ) 技術力の強化 補助金、税制を積極的に利用する
 (ロ) 販路開拓支援のためのデータベースの整備、商工会との協力
 新商品、新サービスの開発等と補助金の利用
 (ハ) 新分野、新事業展開、異業種連携 (国、地域の支援有)
 (ニ) 下請脱却支援 (補助金等有)
 ② 海外に打って出る
 ③ IT化の促進
 ④ e t c です

うまく国の方針に乗って補助金等を活用し、皆様の事業を活性化してください。

前田の《今人生を語る》第 182 回

めざめよ日本人 (105)

戦後 69 年がたちました。しかし、日本にとってまだ「戦後」は終わっていません、「克服」できていません。

その一番の理由は、終戦直後の総司令部の徹底した「検閲」です。すべての新聞、放送はあたかも「自発的な自己批判」のごとくして「自分たちの過去への嫌悪」と「戦うこと一般への忌避」を語り始めた。そして、それが続くうちに、それは報道機関の習性となり、国民もそれを信じ込むようになっていった。

日本占領における「精神的武装解除」と「思想改造」は大成功をおさめ、占領が終わったのちも、いや今でも、我が国はしっかりと敗戦国であり続けている。

↳ これから日本はどうか、いつ真の独立はできるのか！！

所得拡大税制

松村英治

所得拡大税制とは ⇒

従業員給与を増やした企業に対して、増やした給与の金額の 10% 相当の額の法人税を減税しますという制度

この所得拡大税制の適用要件の判定をする時の給与の金額の集計の対象となるのは

- ・ 法人の使用人のうち、その法人の国内の事業所に勤務する雇用者となります (社員以外にもパート・アルバイトなど、日々雇い入れられる人も集計の対象となります)
- ※ 法人の役員や役員の親族等は集計の対象からは除きます。使用人兼務役員も除きます。
- ・ 集計の対象となるのは、給与、賞与になり、退職金は含まれません

所得を増やした企業とは ⇒

- ① 適用年度の雇用者給与等支給増加額 ÷ 基準雇用者給与等支給額 ≥ 5 %
- ② 適用年度の雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額
- ③ 適用年度の平均給与等支給額 ≥ 比較平均給与等支給額

⇒ 上記三つの要件を満たした企業のことをいいます。

※ 雇用者給与等支給増加額 ⇒

雇用者給与等支給額 - 基準雇用者給与等支給額

※ 雇用者給与等支給額 ⇒

適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額

減税の手続き ⇒

- ・ この三つの要件を満たしている企業については、雇用者給与等支給増加額の 10% が適用年度の法人税額から控除されます。

控除税額は、その適用年度の法人税額の 10% (中小企業等は 20%) が上限となります。